



平成 25 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 デンヨー株式会社
代表者名 取締役社長 古賀 繁
(コード番号 6 5 1 7 東証 第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理部門長 白鳥 昌一
(TEL 03-6861-1111)

米国における当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 3 日（現地時間）付、ならびに平成 25 年 6 月 25 日（同）付で、米国テネシー州中部地区連邦裁判所（United States District Court for the Middle District of Tennessee）に訴訟を提起（訴状の変更申立てにより当社を被告に追加）され、今般平成 25 年 7 月 2 日（日本時間）付で訴状の変更がなされたことを確認いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、7 月 11 日現在、当社は訴状等の正式な送達を受けておりませんが、訴状の正式な送達を受けた場合には、内容を精査した上で適切に対処していく所存であります。

記

1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

(1) 米国テネシー州中部地区連邦裁判所

(United States District Court for the Middle District of Tennessee)

(2) 訴訟の提起日（訴状の変更申立てにより当社が被告に追加された日）

同一事案に対して、以下のとおり 3 件の訴訟が提起されております。

- ① 平成 25 年 6 月 3 日
- ② 平成 25 年 6 月 25 日
- ③ 平成 25 年 6 月 25 日 ※いずれも現地時間

2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

3 件の訴訟の原告（以下「原告ら」といいます。）は、平成 23 年 9 月に米国テネシー州でキャンピングカーに宿泊した 5 名が、当社製ガソリン発電機を使用中に一酸化炭素中毒により死亡した事故について、警告ラベル・排気システムの不備、ならびに危険物製造に係る当社の厳格責任があると主張し、当社を含む 3 社を被告（以下「被告ら」といいます。）として、訴訟を提起しております。

3. 訴訟を提起した者の概要

死亡者 5 名の内、3 名の遺族ら

4. 訴訟内容

原告らは、本件訴訟において、被告らに対して損害賠償金、懲罰的賠償金を請求しております。
なお、訴状によれば、原告らは、訴訟1件あたり、損害賠償金及び懲罰的賠償金として3千万米ドルを請求しております。(訴訟3件合計で9千万米ドル)

5. 今後の見通し

当社は、訴状の正式な送達を受けた場合には、内容を精査した上で適切に対処していく所存であります。
また、現時点では本件訴訟への応訴に伴う当社の今後の業績に与える影響につきましては、現時点で見通すことは困難であり、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

~~~~~本件に関するご照会先~~~~~

デンヨー株式会社 経営企画室 兎沢(トザワ)  
電話:03-6861-2304